

資 料

【納税環境整備に関する研究会（第1回）】

令和5年10月19日

財務省主税局

目次

1. 社会全体及び税務手続のデジタル化の推進
 - (1) 社会全体のデジタル化と税務関連情報のデジタル化
 - (2) 納税者・税務当局間の手続(申告・納付手続等)のデジタル化

2. 納税におけるコンプライアンスの確保
 - (1) 加算税制度関係
 - (2) 徴収手続関係

3. ご議論いただきたい事項

デジタル行財政改革に関する取組

- 政府全体で、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用してデジタル行財政改革を推進することとされている。その取組の一つとして、税務・会計・取引など公共機関と民間領域の一体的なデジタル完結の推進に取り組んでいく方針が示されている。

取組方針②～国・地方等のデジタル基盤の統一化・共通化の加速

- 国・地方等のデジタル基盤の統一化・共通化を加速し、低コストで多様なサービスを提供可能に。

民間サービスの共同調達（デジタルマーケットプレイス（DMP））

例) 母子手帳アプリ



窓口DXaaS



- ✓ 日本全国どの地域でもデジタル化の効果を実感できる仕組みに
- ✓ ベンチャー等の優れたサービスを全国展開

（検討の方向性）

- ✓ 優れた民間のサービスを国・自治体等が迅速・簡易に調達する仕組み（DMP）について年内に制度面を整理し、2024年度後半に本格稼働を目指す。

※デジタル庁・各省庁等において民間デジタル人材の活用を含め推進体制を強化
※都道府県等が市町村等のデジタル化を支援する取り組みの強化

ガバメントクラウドを基盤とした安全で効率的な全国的システム

公共アプリの共通化・標準化

例)

認証・署名アプリ



新マイナポータル



- ✓ 業務効率化と開発・運用コストの低減
- ✓ どの自治体からでも、同様の利用者体験

- ✓ 国主導での共通機能（認証・署名／決済／通知のアプリ、ポータル等）やキャッシュレス等の公共アプリの整備
- ✓ 自治体の共通的な事務の一括的な整備・活用（例. 相談業務のAI・コールセンター等）

データと連携基盤の整備

- データ連携基盤
- 社会の基盤となるデータ（法人、土地等のベースレジストリ）

- ✓ 分野毎の手続きの再入力が必要となり、業務が効率化
- ✓ 自治体ごとの様式等の統一による業務効率化

- ✓ ベースレジストリ整備と行政手続等での活用の制度整備
- ✓ 自治体の書類・様式等の統一（ローカルルールの原則見直し）の加速
- ✓ 税務・会計・取引など公共機関と民間領域の一体的なデジタル完結の推進

クラウド基盤とネットワークの共通化・標準化

- ガバメントクラウド
- 国・自治体のネットワーク最適化

- ✓ 共通化によるコスト低減
- ✓ 世界水準でのセキュリティ強化

- ✓ 2025年に向け基幹業務システム標準化・ガバメントクラウド移行の加速（移行支援、利用料管理の仕組み等）。他の公共サービス分野への拡大検討。
- ✓ 技術進化に応じたネットワーク刷新・高いセキュリティの実現（GSSの各省展開、地方の三層対策見直し等）

第3 デジタル社会の実現に向けた戦略・施策

第3-2 各分野における基本的な施策

4. 産業のデジタル化

(3) 中小企業のデジタル化の支援

① 中小企業の事業環境デジタル化サポート

（略）

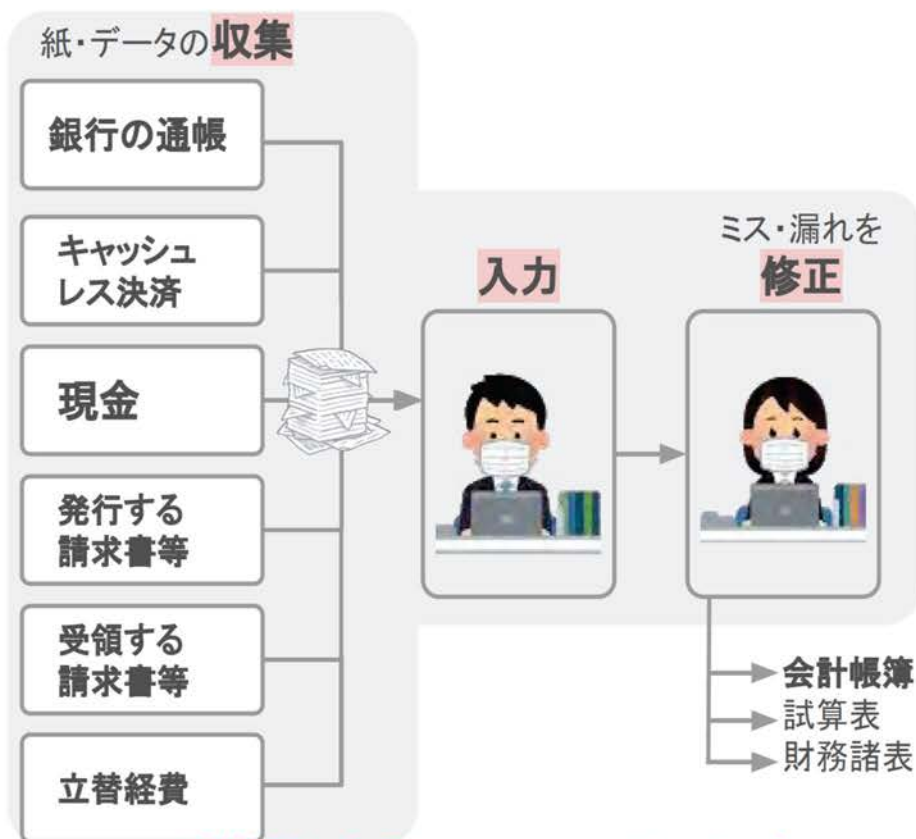
また、IT導入補助金を通じて、電子インボイスへの対応を含む取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力的に推進し、クラウドサービス利用やハードの調達を支援するとともに、複数社で連携した取組や、人手不足への対応も含む労働生産性の向上を目的とする業務効率化やDXに向けて行うITツールの導入を支援する。

現在の記帳を巡る環境変化

- 近年、デジタル化が進む中、クラウド会計ソフトの発達により、手間と費用をかけずに簡単に記帳できる環境が整ってきている。
- クラウド会計ソフトは会計知識や経理業務に精通していなくても、青色申告（正規簿記）に対応可能となっている。

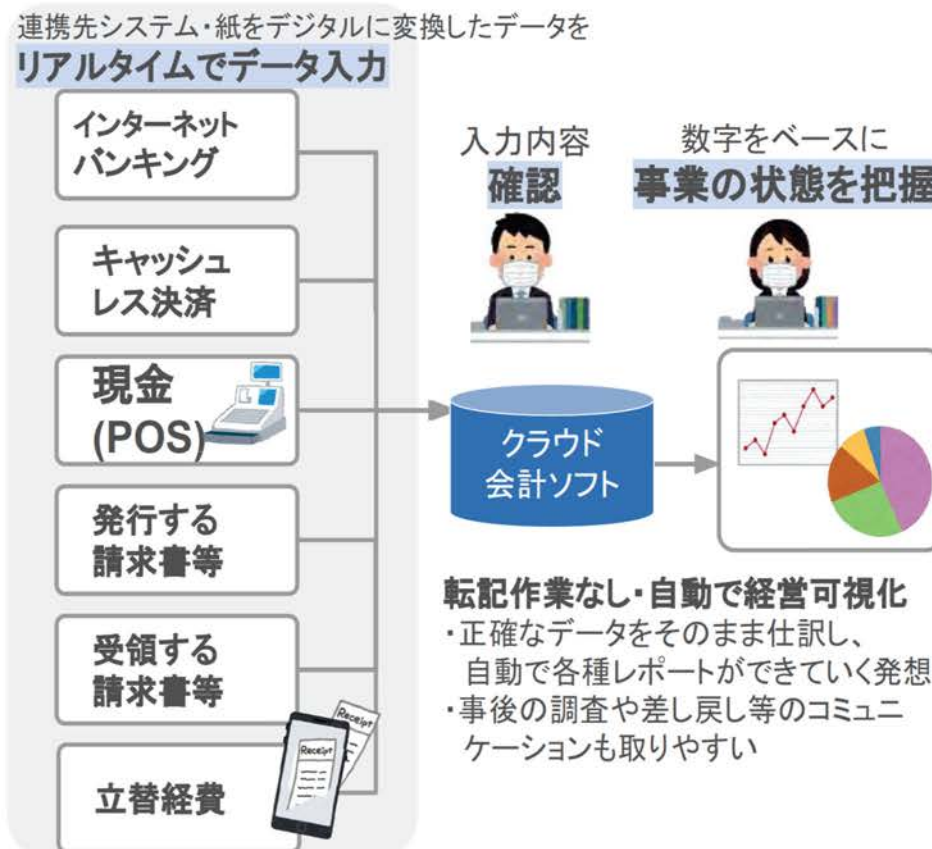
(参考)新経済連盟 説明資料(抜粋)(政府税制調査会 第1回納税環境整備に関する専門家会合(令和2年10月7日))

従来の記帳業務のフロー



- ・手作業によるヒューマンエラーリスク
- ・月次決算に二か月かかることも

クラウド会計ソフトを用いた業務フロー



- ・入力から仕訳までデータで一気通貫
- ・経営のための分析業務へ時間を割ける

クラウド会計ソフト導入による中小企業のDXの事例

- 創業70年の老舗豆腐屋が、**クラウド会計等の導入により、販売・経理等の事務処理に係る時間を年間600時間削減に成功**（750時間→150時間／年）。
- 削減した時間を活用し、新規顧客の開拓と新商品開発に積極的に挑戦。

従来の記帳業務



手作業で入力・修正

紙で保存



クラウド会計ソフトの導入後

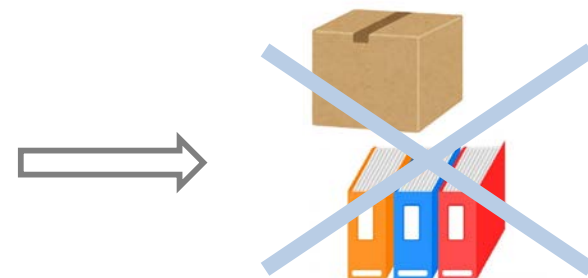


データを自動で
取込・仕訳

内容を確認、
事業の実態把握



電子帳簿保存法の改正で
紙での保存が不要に



(出所) 政府税制調査会 第1回納税環境整備に関する専門家会合(令和2年10月7日)
日本商工会議所等の説明資料に基づき作成

電子帳簿等保存制度

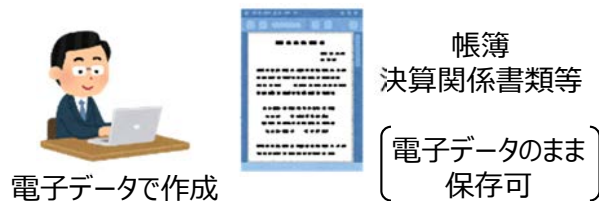
帳簿等

① 自己が電子的に作成した帳簿や書類*

*決算関係書類や、取引先へ書面で交付した請求書・領収書の控え等

⇒ 電子データのまま保存できます（電子帳簿等保存）

- 書面を前提とした各税法による保存義務について、見読可能装置の備付け等の最低限の要件を充足すれば、原本である電子データをもって保存義務を履行できます。この場合、帳簿等の印刷は不要です。

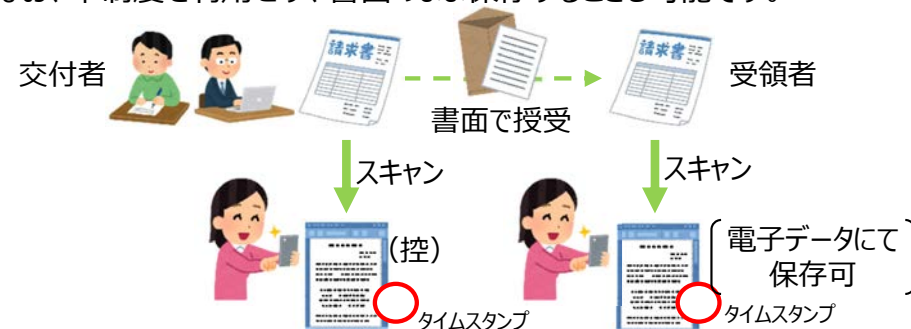


スキャナ

② 取引先から書面で受領した請求書・領収書 取引先へ 書面で交付した請求書・領収書の控え等

⇒ 電子データ化して保存できます（スキャナ保存）

- 書面を前提とした各税法による保存義務について、一定の要件を充足すれば、スマホやスキャナ等で読み取った電子データをもって保存義務を履行できます。この場合、原本である書面を廃棄できます。
- なお、本制度を利用せず、書面のまま保存することも可能です。

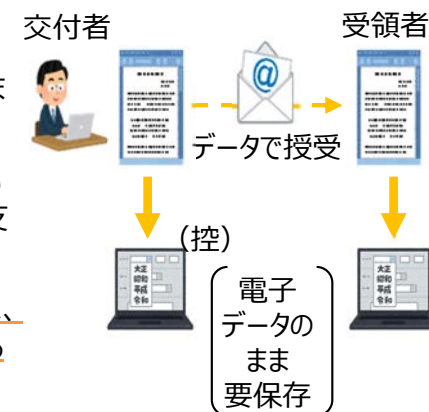


電子取引

③ 取引先から電子データで受領した請求書・領収書 取引先へ 電子データで交付した請求書・領収書の控え等

⇒ 電子取引に該当し、電子データのまま保存が必要です

- 電子帳簿保存法において、申告所得税・法人税に係る保存義務者は、電子取引（請求書・領収書等の授受を電子データで行う取引をいいます。）を行った場合の電子データ（原本）を保存要件に従って保存する義務が定められています。なお、電子データを印刷する行為自体を禁止するものではありません。
- 令和4年度税制改正において、2年間の経過措置が設けられており、令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子取引データをプリントアウトし、税務調査等の際に提示・提出の求めに応じることとしていけば差し支えないこととされました。
- ただし、上記の経過措置は、適用期限（令和5年12月31日）の到来をもって廃止され、令和6年1月1日以後は、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引データ）の保存をすることができなかつたことにつき相当の理由のある事業者については、従前行われていた出力書面の提示・提出の求め及びそのデータのダウンロードの求めに応じることができるようにしておくことにより、検索機能の確保などの保存要件は不要になります（令和5年度税制改正）。

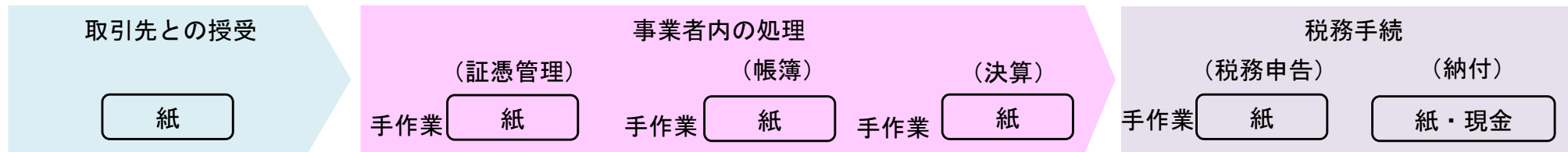


■ 制度の詳細については、国税庁ウェブサイト掲載の資料等をご覧ください。

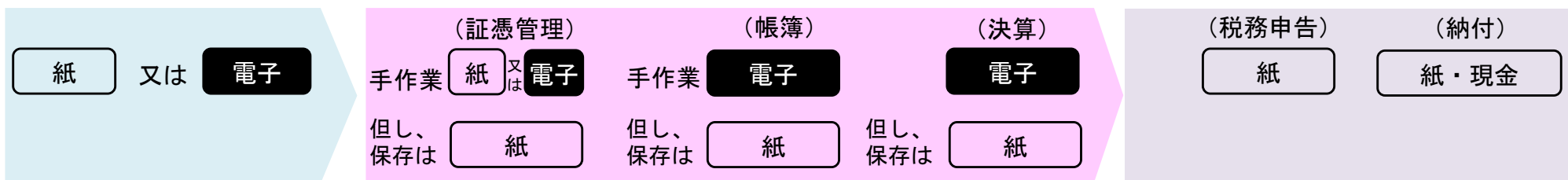
電子帳簿等保存制度特設サイト：<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/index.htm>

事業者のデジタル化（電子帳簿等保存制度）

○ 書面ベース、手作業



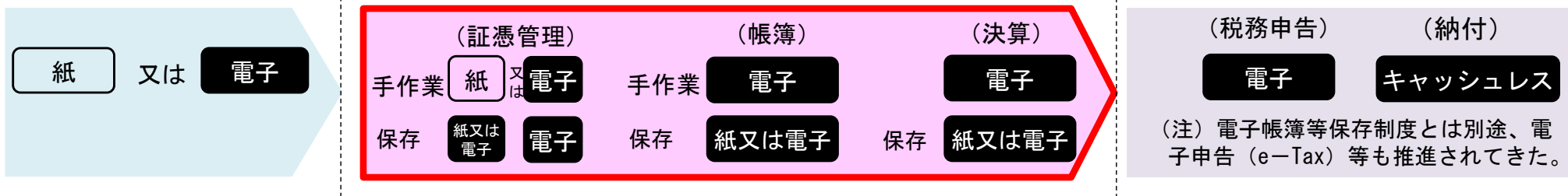
○ 手作業で電子データ化



電子帳簿等保存制度

事業者内の処理に関し、証憑（書類）や帳簿に係る電子保存のルールを規定【平成10年度税制改正】

- 令和3年度税制改正
 - ・コンプライアンス確保の要件を満たす一定の帳簿を「優良な電子帳簿」と位置付け過少申告加算税の軽減を措置、併せて最低限の要件を充足した「その他の電子帳簿」を認めることで、税務上認められる電子帳簿の範囲を拡大
 - ・また、電子データで受領した証憑（領収書等）について、保存要件に従って電子保存することを義務化
- 令和5年度税制改正（令和6年1月施行）
 - ・「優良な電子帳簿」の範囲を明確化等
 - ・また、電子データで受領した証憑（領収書等）の電子保存について、猶予措置を整備



事業者のデジタル化に係る国際的な議論の動向と今後の方向性のイメージ

- OECD「税務行政3.0 (Tax Administration 3.0)」(令和2(2020)年)においては、税務行政の将来の姿として、次のような考え方が示されている。

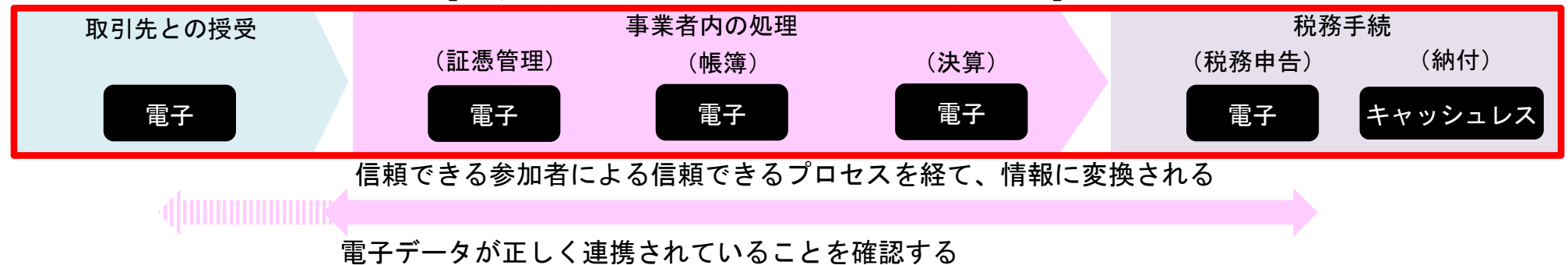
納税者の日常の業務に組み込まれる

- ・ 納税者が日頃利用する業務システムとの連携により負担感なく正確な納税が可能に
- ・ その結果、ノンコンプライアンスは、意図的かつ手間暇がかかるものに収れんする

- OECD「制度設計による税務コンプライアンス (Tax Compliance by Design)」(平成26(2014)年)では、セキュアード・チェーン・アプローチの視点が示されている。

- ・ 「セキュアード・チェーン・アプローチ」を支える中心的な考え方は、ビジネス・トランザクションの取得から正しい納税額の最終決定までの情報の流れをセキュアなものにすることである。
- ・ 歳入機関の役割は、主として、納税者自身の課税取引に係る情報の流れが十分にセキュアであることを確認するために、その環境に必要な機能の促進役として機能することである。
- ・ 納税者は、より少ないコストと不便さで報告義務を果たすことができ、コンプライアンス負担の軽減という恩恵を受けることができる。

【セキュアード・チェーン・アプローチのイメージ】

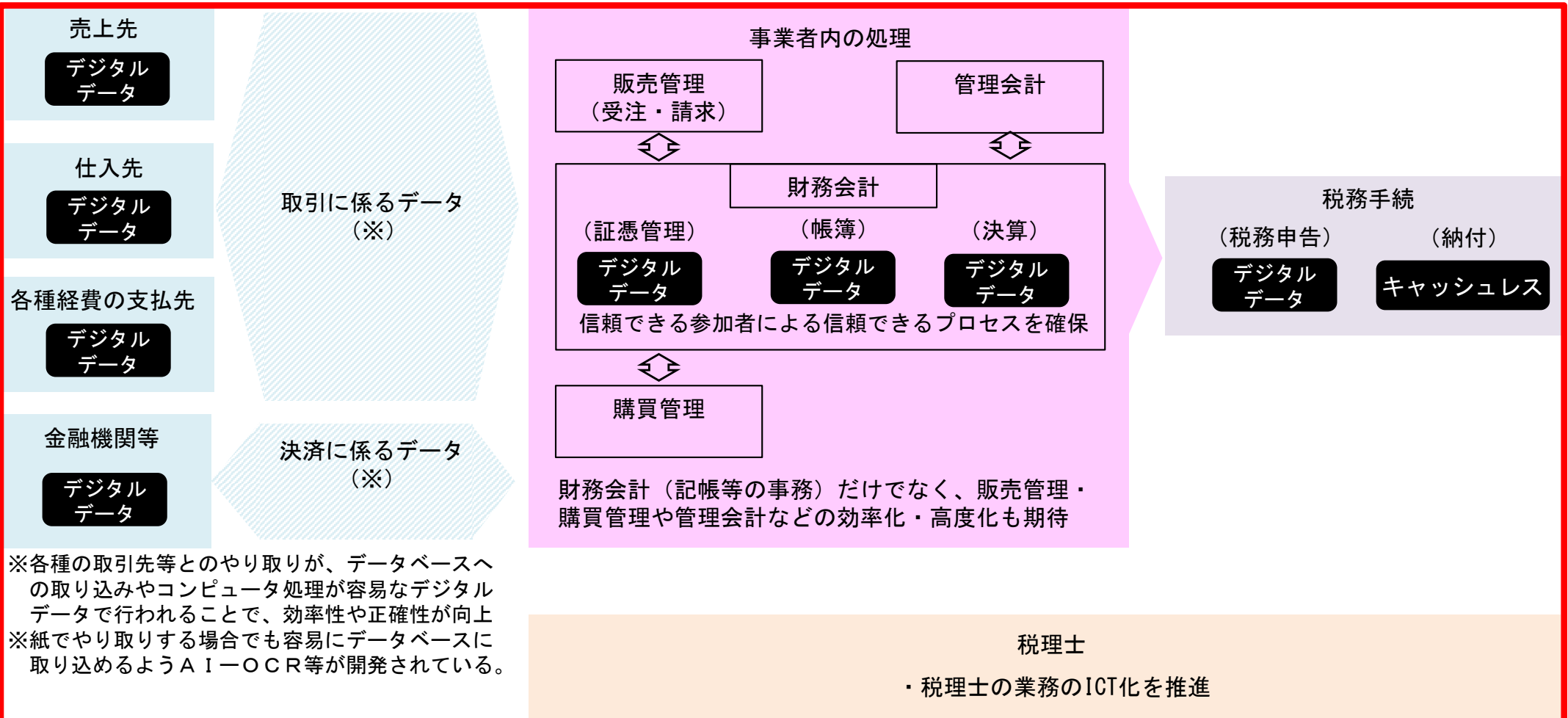


- これまで、電子帳簿等保存制度において、事業者内の帳簿等の電子保存のルールが整備されてきた中、近年の国際的な議論としては、OECDからセキュアード・チェーン・アプローチの考え方が示され、「取引先との授受」から「事業者内の処理」「税務手続」まで電子データで処理されること等によって、コンプライアンス負担を軽減する方向性が示されている。
- また、近年、クラウド会計ソフトや証憑管理サービスにより、電子データを事業者のデータベースへ容易に取り込むことが可能となってきた。
- ⇒ 今後は、①「取引先との授受」から一貫して電子データ（事業者のデータベースに取り込みやすいデータ）で行われることや、②取り込み後の電子データの自動処理が行われることが重要と考えられる。

社会全体のデジタル化と税務関連情報のデジタル化に係る今後の方向性のイメージ

- 今後の方向性のイメージは、様々な取引先等から受け取った電子データが、事業者のデータベースに取り込まれ、処理も自動化されていくもの。
- この際、電子データの形式が例えば一定のCSVやXML等でその仕様が共通化されている場合等は、異なるシステム間での授受及びコンピュータによる処理が容易となる。こうした電子データを一般的な電子メールやPDF等と区別するため、ここでは前頁までの「電子」に代えて「デジタルデータ」と表記する。
- このような社会全体でのデジタル化により、事業者において、より一層簡便かつ効率的に適正な申告・納税が可能となる。

(注) 下図はイメージとして記載しており、現実には必ずしも全ての取引先との授受がデジタルデータ化されないことが考えられる。



※各種の取引先等とのやり取りが、データベースへの取り込みやコンピュータ処理が容易なデジタルデータで行われることで、効率性や正確性が向上
 ※紙でやり取りする場合でも容易にデータベースに取り込めるようAI-OCR等が開発されている。

1. 社会全体及び税務手続のデジタル化の推進
 - (1) 社会全体のデジタル化と税務関連情報のデジタル化
 - (2) 納税者・税務当局間の手続(申告・納付手続等)のデジタル化

2. 納税におけるコンプライアンスの確保
 - (1) 加算税制度関係
 - (2) 徴収手続関係

3. ご議論いただきたい事項

税務手続のデジタル化に係る主な取組

■ e-Taxの利便性向上

- ・ 厳格な本人確認に基づき発行されたID・PWのみ(マイナンバーカードなし)でe-Tax利用可能とする(平28)
- ・ イメージデータについて解像度等の一定の要件を満たしたものは、原本保存を不要とする(平30)
- ・ e-Taxにて本人確認を実施した者がマイナンバーカードを利用してe-Taxにより申請等を行う場合には、電子署名等の送信(「署名用電子証明書のPW」の入力)を要しない(令4)

■ 大法人の電子申告義務化

- ・ 令和2年度から大法人は電子申告義務化(平30)
- ・ e-Taxシステムの機能改善、提出書類の簡素化、電子署名の簡便化等を実施(平30)

■ マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化

- ・ 控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力が可能(平30以降)

■ 納付の電子化・キャッシュレス化

- ・ ①コンビニ納付(平19)、②ダイレクト納付(平20)、③クレジットカード納付(平28)、④QRコードを利用したコンビニ納付(平30)、⑤スマホアプリ納付(令3)、⑥ダイレクト納付の利便性向上(令5)

■ 処分通知等の電子化

- ・ 「更正の請求に係る減額更正等の通知」、「住宅ローン控除証明書の交付」等を追加(平30)
- ・ 「所得税の予定納税額通知書」、「加算税の賦課決定通知書」等を追加(令3)

■ 法定調書の電子化

- ・ e-Tax等による提出義務基準を「100枚以上(改正前:1,000枚以上)」に引き下げ(平30)
- ・ e-Taxを使用して提出する法定調書のファイル形式の範囲にCSV形式を追加(令2)
- ・ クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備(令3)
- ・ 源泉徴収票の提出範囲を給与支払報告書と揃えた上、地方公共団体へ給与支払報告書の提出があった場合には、国に源泉徴収票の提出があったものとみなす(令5)

e-Taxの利便性向上

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

II 実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

（略）

GビズIDとe-Taxとの連携について、デジタル庁と連携の上、必要な措置を講ずる。

（参考）GビズIDの概要（デジタル庁資料より抜粋）



1 **1つのID**で複数の行政手続に認証できる

これまでは電子証明書や、登記事項証明の写し等バラバラな本人確認手法だったのを共通のログインシステムで標準化

2 **1度の印鑑証明の提出**で以後本人確認書類が不要に

これまでは手続ごとに存在確認書類（登記事項証明書等）を取り寄せていたものが不要に
個人事業主に関してはマイナンバーカードを用いた本人確認により書類の郵送が不要に

3 GビズIDプライムでは**2要素認証**を通じてセキュリティにも配慮

ID/Passwordに加えて、スマホ、フィーチャーフォンでのアプリ・SMSによる端末認証を通じて、安全にログインできる環境を実現

処分通知等の電子化

令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）（抜粋）

第二 令和5年度税制改正の具体的内容

六 納税環境整備

3 その他

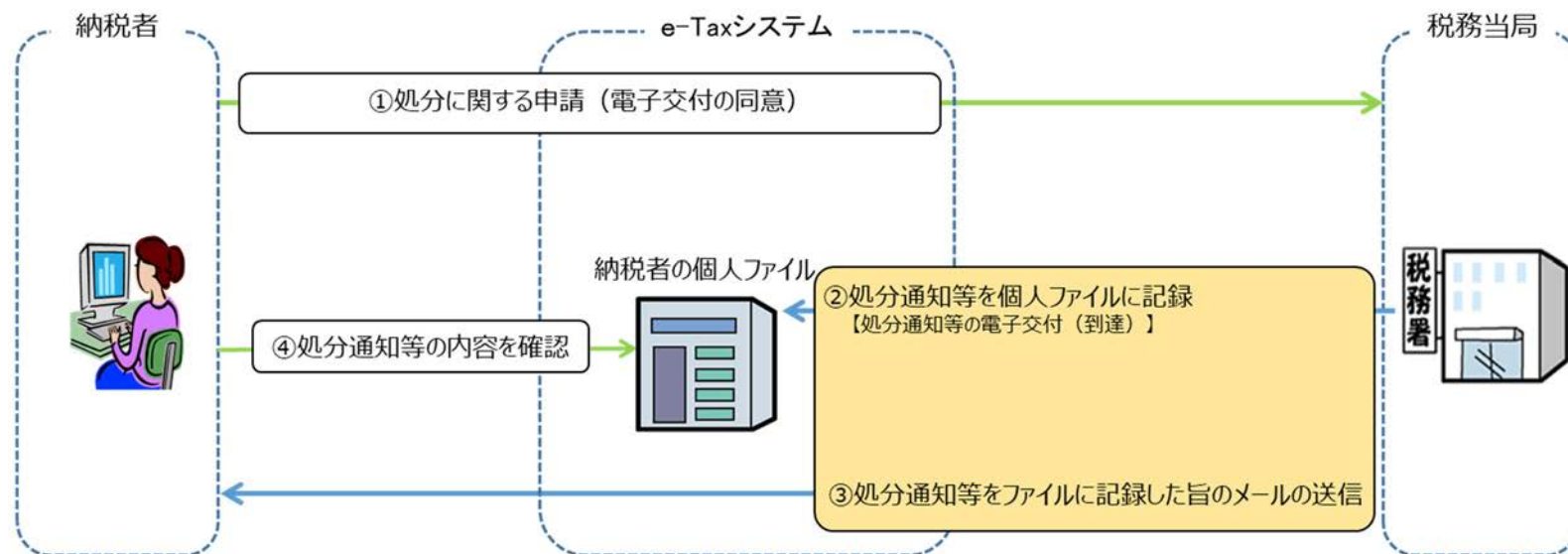
（略）

（注2）e-Taxの利便性の向上及び税務手続のデジタル化の推進を図る観点から、国税庁の新たな基幹システム（次世代システム）の導入時期に合わせて、処分通知等の更なる電子化に取り組む。

（参考）電子交付の対象となっている主な処分通知等

- 「納税証明書」、「電子申請等証明書」【平成30年度以前】
- 「更正の請求に係る減額更正等の通知」、「住宅ローン控除証明書の交付」、「消費税の適格請求書発行事業者の登録に係る通知」【平成30年度税制改正】
- 「加算税の賦課決定通知書」、「所得税の予定納税額等通知書」、「国税還付金振込通知書」【令和3年度税制改正】

【処分通知等の電子交付（イメージ）】



法定調書の電子提出の促進

政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」（令和5年6月）（抜粋）

（略）納税者の取引等の相手方である第三者から税務当局に提出される法定調書についても、書面ではなくデータで提出されることとなれば、これを納税者の申告に活用できる仕組みを構築することが容易になります。この点、個人・法人から税務当局に提出された法定調書の提出状況（令和3（2021）年1～12月提出分）を見ると、電子提出を義務付けられていない提出枚数100枚未満のものについても、電子提出の割合は約7割にまで達している状況を踏まえ、法定調書の電子提出を一層進めていくための措置等について検討することが必要です。

（参考）法定調書の提出方法別の提出状況（令和4年1月～12月提出分）

$$\textcircled{1} / \textcircled{2} = 72.6\%$$

令和4年10月19日
第8回専門家会合
財務省提出資料
集計の更新・一部加工

〔個人及び法人〕

① 4,580,669件

② 6,310,476件

（単位：件、枚）

提出枚数 区分	電子提出 (e-Tax、光ディスク等)		書面		合計	
	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数
1～9	73.9% 4,434,563	70.2% 7,665,319	26.1% 1,563,079	29.8% 3,249,366	100% 5,997,642	100% 10,914,685
10～29	47.9% 108,090	45.4% 1,471,688	52.1% 117,601	54.6% 1,767,633	100% 225,691	100% 3,239,321
30～49	41.0% 19,373	37.5% 565,137	59.0% 27,895	62.5% 940,714	100% 47,268	100% 1,505,851
50～99	46.8% 18,643	44.1% 964,592	53.2% 21,232	55.9% 1,221,785	100% 39,875	100% 2,186,377
100～	91.6% 80,533	99.7% 418,384,451	8.4% 7,385	0.3% 1,153,038	100% 87,918	100% 419,537,489
合計	72.8% 4,661,202	98.1% 429,051,187	27.2% 1,737,192	1.9% 8,332,536	100% 6,398,394	100% 437,383,723

（出所）国税庁調

（注）1 上記の数値は、税制改正の検討に当たり臨時に集計したものであり、令和4年中に提出したもののうち、過年分ものを除いている。

2 電子提出の欄のe-Taxにはクラウド提出されたものを含む。

3 件数には、同一種類の調書を複数回提出した場合や複数種類の調書を提出した場合は、それぞれ件数に含めている。

4 合計欄は、e-Tax、光ディスク等、書面の合計であり、提出方法の確認できなかったものを除いている。

5 上記の数値には、令和5年度税制改正により令和9年1月以後は、地方公共団体に支払報告書を提出した場合には、税務署への提出があったものとみなすこととされた給与所得及び公的年金等の源泉徴収票を含む（電子的提出の義務基準については、地方公共団体に提出される支払報告書にも適用あり。）。

1. 社会全体及び税務手続のデジタル化の推進
 - (1) 社会全体のデジタル化と税務関連情報のデジタル化
 - (2) 納税者・税務当局間の手続(申告・納付手続等)のデジタル化

2. 納税におけるコンプライアンスの確保
 - (1) 加算税制度関係
 - (2) 徴収手続関係

3. ご議論いただきたい事項

加算税制度

○ 加算税は、申告義務及び徴収納付義務の適正な履行を確保し、ひいては申告納税制度及び徴収納付制度の定着を図るための特別の経済的負担とされている。このうち、重加算税は、「過少申告加算税よりも重い行政上の制裁を科することによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするもの」（平成7年4月28日最高裁第二小法廷判決）である。

名称	課税要件	課税割合 (増差本税に対する)	不適用・割合の軽減									
			要件	不適用・軽減割合								
過少申告加算税	期限内申告について、修正申告・更正があった場合	10% ----- [期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分 (※)] 15%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由がある場合 ・ 更正を予知しない修正申告の場合 (注1) 	不適用								
無申告加算税	①期限後申告・決定があった場合 ②期限後申告・決定について、修正申告・更正があった場合	15% ----- [50万円超300万円以下の部分] 20%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由がある場合 ・ 法定申告期限から1月以内にされた一定の期限後申告の場合 	不適用								
		----- [300万円超の部分] 30% (注2)	更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合 (注1)	5%								
不納付加算税	源泉徴収等による国税について、法定納期限後に納付・納税の告知があった場合	10%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由がある場合 ・ 法定納期限から1月以内にされた一定の期限後の納付の場合 	不適用								
			納税の告知を予知しない法定納期限後の納付の場合	5%								
重加算税	仮装・隠蔽があった場合	----- [過少申告加算税・不納付加算税に代えて] 35% ----- [無申告加算税に代えて] 40%	(※の例) 修正申告により納付すべき税額 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">申告納税額250万円</td> <td rowspan="2" style="border: none; padding-left: 5px;">}</td> <td rowspan="2" style="border: none; padding-left: 5px;">15%</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">50万円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">100万円</td> <td rowspan="2" style="border: none; padding-left: 5px;">}</td> <td rowspan="2" style="border: none; padding-left: 5px;">10%</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">期限内申告100万円</td> </tr> </table> </div>	申告納税額250万円	}	15%	50万円	100万円	}	10%	期限内申告100万円	
申告納税額250万円	}	15%										
50万円												
100万円	}	10%										
期限内申告100万円												

(注1) 調査通知以後、更正・決定予知前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合は5% (※部分は10%)、期限後申告等に基づく無申告加算税の割合は10% (50万円超300万円以下の部分は15%、300万円超の部分は25%) とする。

(注2) 納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に基づく税額 (例えば、相続税事案で、本人に帰責性がないと認められる事実に基づく税額 (相続人が一定の確認をしたにもかかわらず、他の相続人の財産が事後的に発覚した場合において、その相続財産について課される税額)) については、上記の300万円超の判定に当たっては除外される。

近年の加算税制度の主な見直し

- 近年の税制改正においては、申告義務の適正な履行を確保する観点から、加算税の加重措置の整備や高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げが行われてきたところ。

改正事項

改正内容

短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置

(平成28年度税制改正)

過去5年以内に、無申告加算税(更正・決定予知によるものに限る。)又は重加算税を課されたことがあるときは、**無申告加算税又は重加算税を10%加算**する。

記帳水準の向上に資するための過少申告加算税・無申告加算税の加重措置

(令和4年度税制改正)

記帳義務の適正な履行を担保するため、税務調査の際に行われる税務当局の質問検査権の行使に基づく帳簿の提示又は提出の要求に対し、帳簿の不提出等があった場合には、**過少申告加算税又は無申告加算税を5%又は10%加算**(所得税・法人税・消費税)する。

高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ

(令和5年度税制改正)

申告納税制度の根幹を揺るがす重大な違反である無申告行為のうち納税者の公平感を特に損なう恐れのあるものを未然に抑止するため、社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとは言い難い規模の高額な無申告について、納税額(増差税額)が**300万円を超える部分の無申告加算税の割合を30%に引き上げる**。

一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置

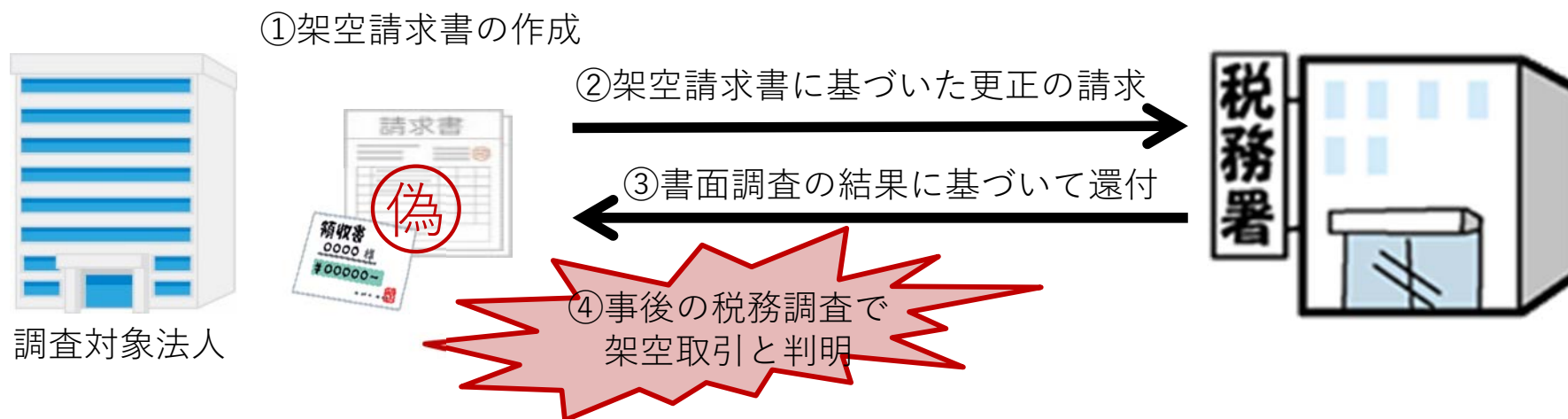
(令和5年度税制改正)

繰り返し行われる悪質な無申告行為を未然に抑止し、自主的に申告を促し、納税コンプライアンスを高めるため、前年度及び前々年度の国税について、無申告加算税(申告が、調査通知前に、かつ、更正・決定予知する前にされたものであるときに課されたものを除く。)又は無申告重加算税を課される者が更なる無申告行為を行う場合には、**無申告加算税又は重加算税(無申告)を10%加算**する。

申告後に仮装・隠蔽が行われた事例

【概要】

- 法人税の確定申告書を提出後、外注費の計上漏れを理由とした更正の請求を行い、それに基づく還付金を受領。
- 更正の請求には外注費に係る領収書等が添付されていたが、その後の実地調査における反面調査を行ったところ、架空の領収書等を作成していたものが判明。添付された領収書等は、印紙貼付、取引先の社判を模造して使用するなど巧妙に外形が整えられていた。



- ・ 更正の請求は「納税申告書」に該当せず
- ・ 「架空請求書の作成」は納税申告書提出後の不正行為

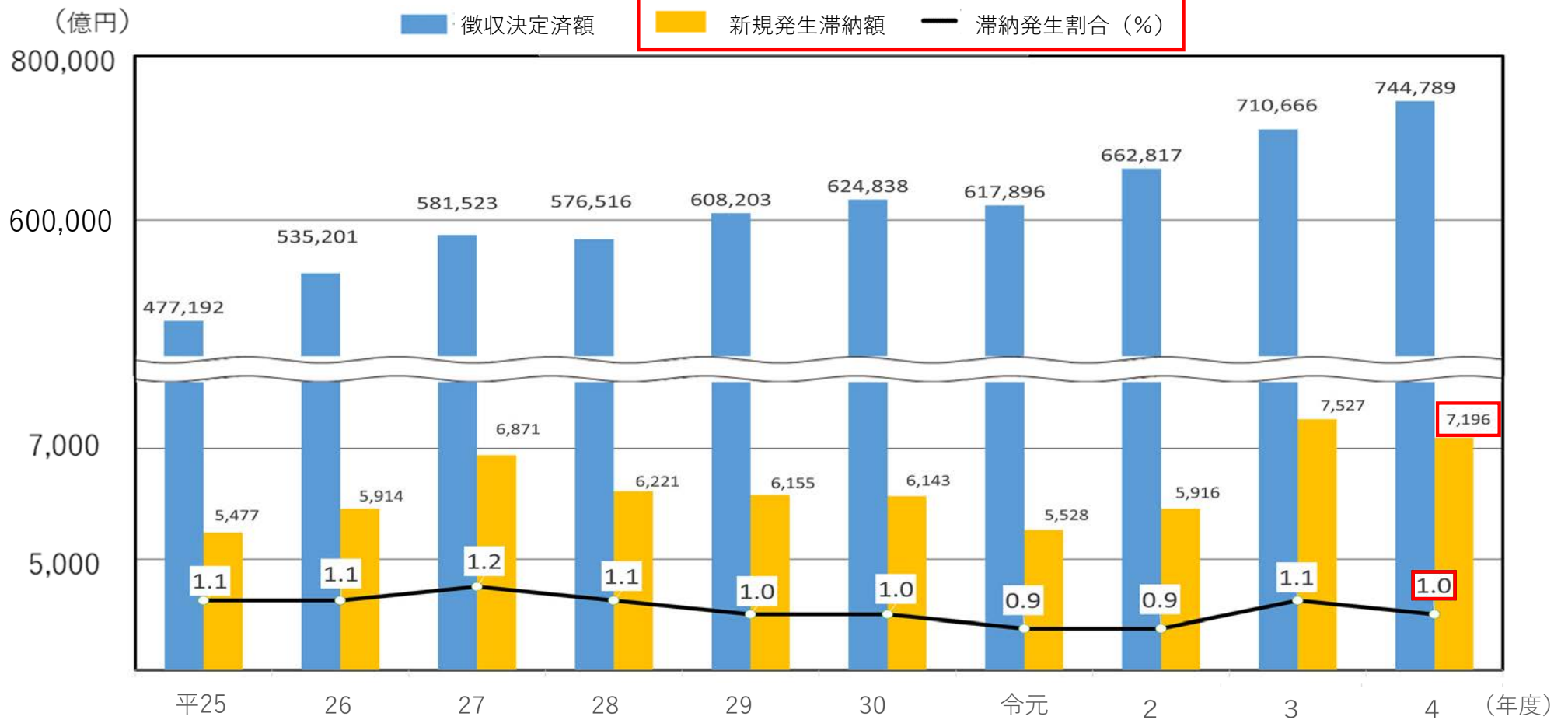
1. 社会全体及び税務手続のデジタル化の推進
 - (1) 社会全体のデジタル化と税務関連情報のデジタル化
 - (2) 納税者・税務当局間の手続(申告・納付手続等)のデジタル化

2. 納税におけるコンプライアンスの確保
 - (1) 加算税制度関係
 - (2) 徴収手続関係

3. ご議論いただきたい事項

国税の滞納状況

- 令和4年度における新規発生滞納額は、7,196億円となっており、ピーク時（平成4年度における新規発生滞納額1兆8,903億円）の約4割となっている。
 - また、令和4年度における滞納発生割合は1.0%であり、低水準で推移。
- （注）滞納発生割合とは、徴収決定済額（申告等により課税されたものの額）に占める新規発生滞納額の割合をいう。



（注） 地方消費税を除く。

滞納の未然防止に関する取組

- 税務当局において、適正かつ公平な徴収を実現するため、納税者が期限内納付を行うことができるよう滞納の未然防止に関する取組が行われている。

取組の概要

国税庁HP等における広報・周知

- 国税庁HPに「納税に関する総合案内」を開設。納税に関する情報（納税手続に関する情報、計画的な納税（資金の積立て）の方法や納税が困難な場合の相談窓口等）を、ニーズに沿って簡単に取得できるように案内。
- SNSを活用して納期限や振替期日などの事前周知を行うほか、関係団体の協力を得て、各種広報媒体や説明会などを活用して期限内納付のための周知を実施。

多様な納付手段の提供

- 多様な納付手段を提供するなど、納税者が納付しやすい環境整備を実施。
- また、納税者利便の向上と現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、非対面のキャッシュレス納付（振替納税、ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、インターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付、スマホアプリ納付）の利用拡大を推進。

「予納ダイレクト」による納税資金の準備の呼び掛け

- スマホ等から簡単な操作で手続が完了し、申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減することが可能な「予納ダイレクト」(注)について、関係団体を通じた広報・周知を実施。
(注)①将来に納付が見込まれる国税を、②e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、③指定した期日に予め納付できる手続。

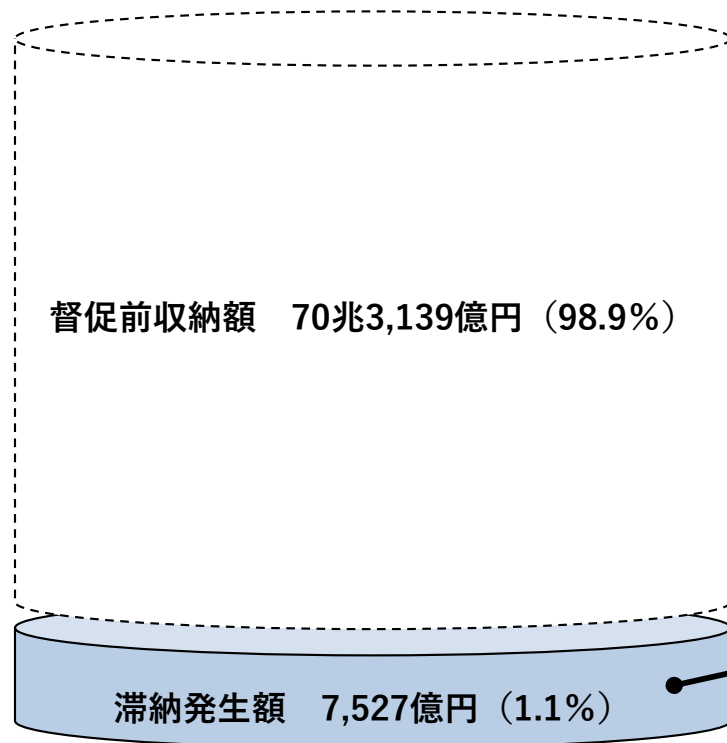
個々の納税者に対する納付指導

- 税務署や納税コールセンターにおいて、
 - 年間約20万者に対して、期限前納付指導（最近の納付の際、納期限に遅れて納付を行った納税者を対象として、次回の納期限の前に、はがきや電話により納期限を通知し、期限内納付を指導すること）を実施。
 - 年間約20万～30万者に対して、督促前納付指導（納期限後に納付の確認が取れない納税者（当月中に督促状が発送され滞納となる見込みの者）を対象として、電話などにより、早期納付を指導すること）を実施。

滞納の整理促進に関する取組

- 税務当局において、滞納となった国税については、期限内納付を行っている大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、早期徴収の取組が行われている。
- 例えば、令和3年度の徴収決定済額(申告等により課税されたものの額)については、98.9%が滞納になることなく納付されており、滞納となったものについても、そのほとんどが比較的短期間で徴収され、令和4年度末時点では99.8%が徴収されている。

【令和3年度徴収決定済額】



発生した滞納 (7,527億円) の処理状況

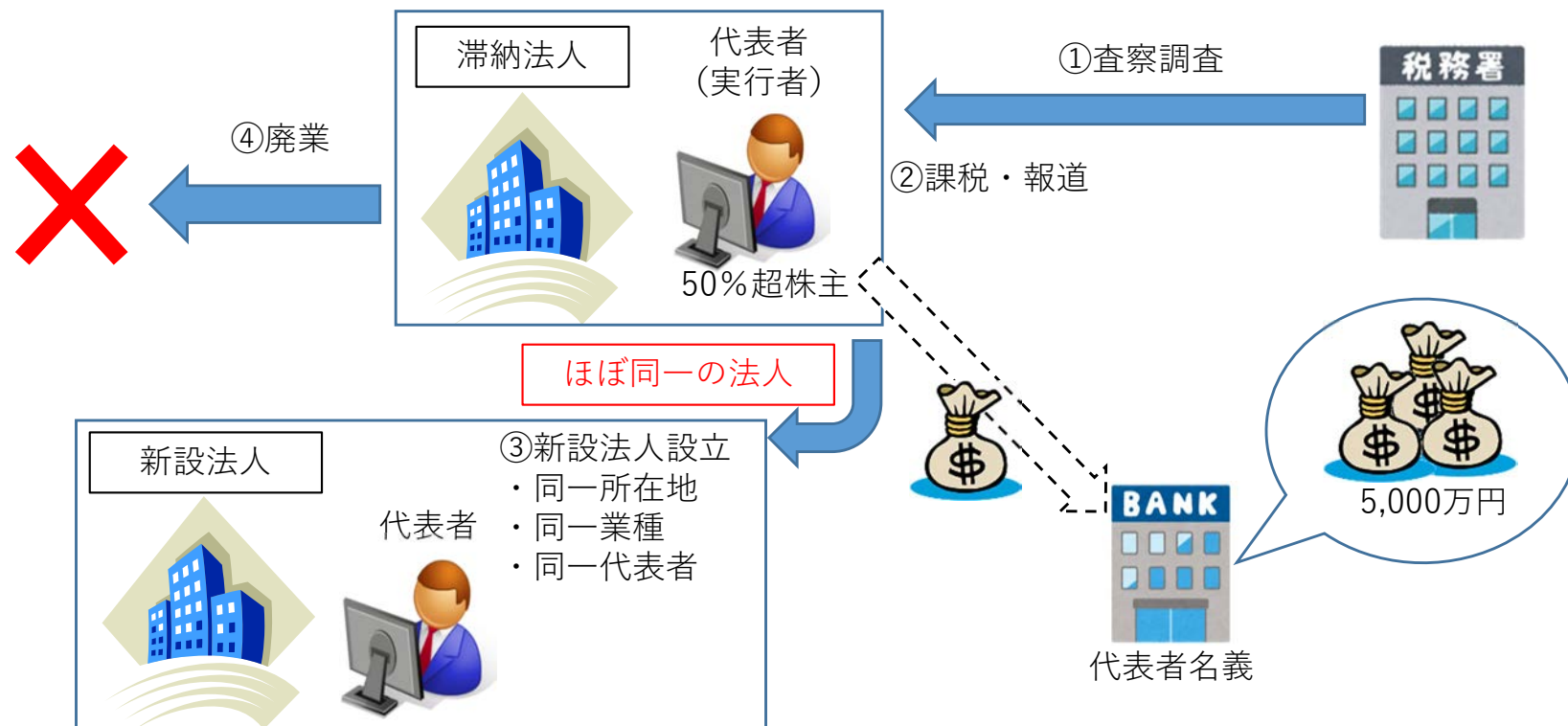
滞納整理中
(1,333億円) 0.2%

令和3・4年度に整理済
(6,194億円) 0.9%

事例 1 不正に申告を行った法人の滞納国税の徴収が困難となった事例（脱税事案）

【概要】

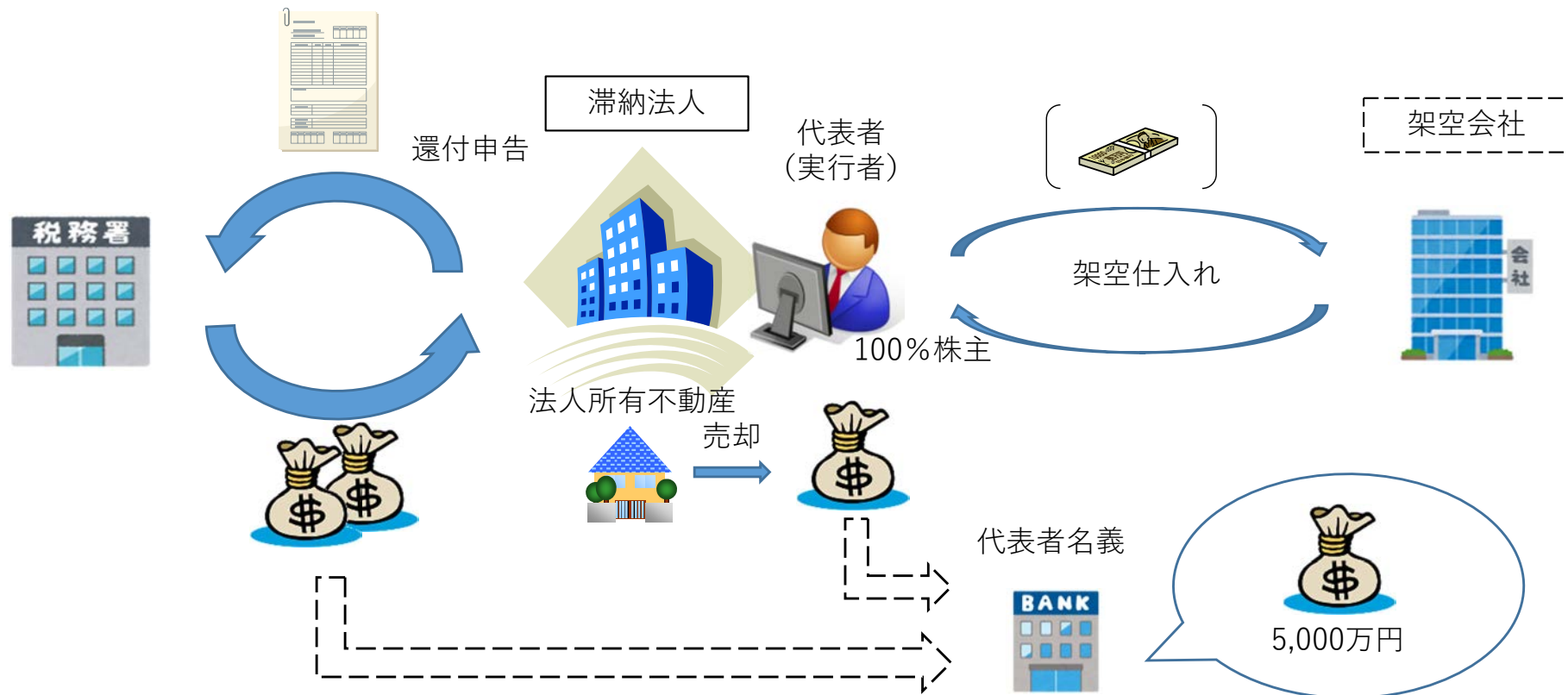
- 法人及び脱税の実行者である代表者（株式50%超保有）が、売上除外及び架空外注費の計上により国税を免れたことにつき有罪判決（法人税法違反）を受けたことで、相手先から取引を打ち切られ、脱税により納税義務が生じた国税約1億7,000万円を含めて滞納状態となった。判決後、代表者が新たに法人（同業種）を新設し、その新設法人の代表者として事業を継続している。
- 滞納法人からは滞納国税の納付がなく、事実上解散状態となったため国税を徴収することができない。
- なお、代表者名義の口座には多額の預金債権（約5,000万円）が確認された。



事例2 不正に申告を行った法人の滞納国税の徴収が困難となった事例（不正還付事案）

【概要】

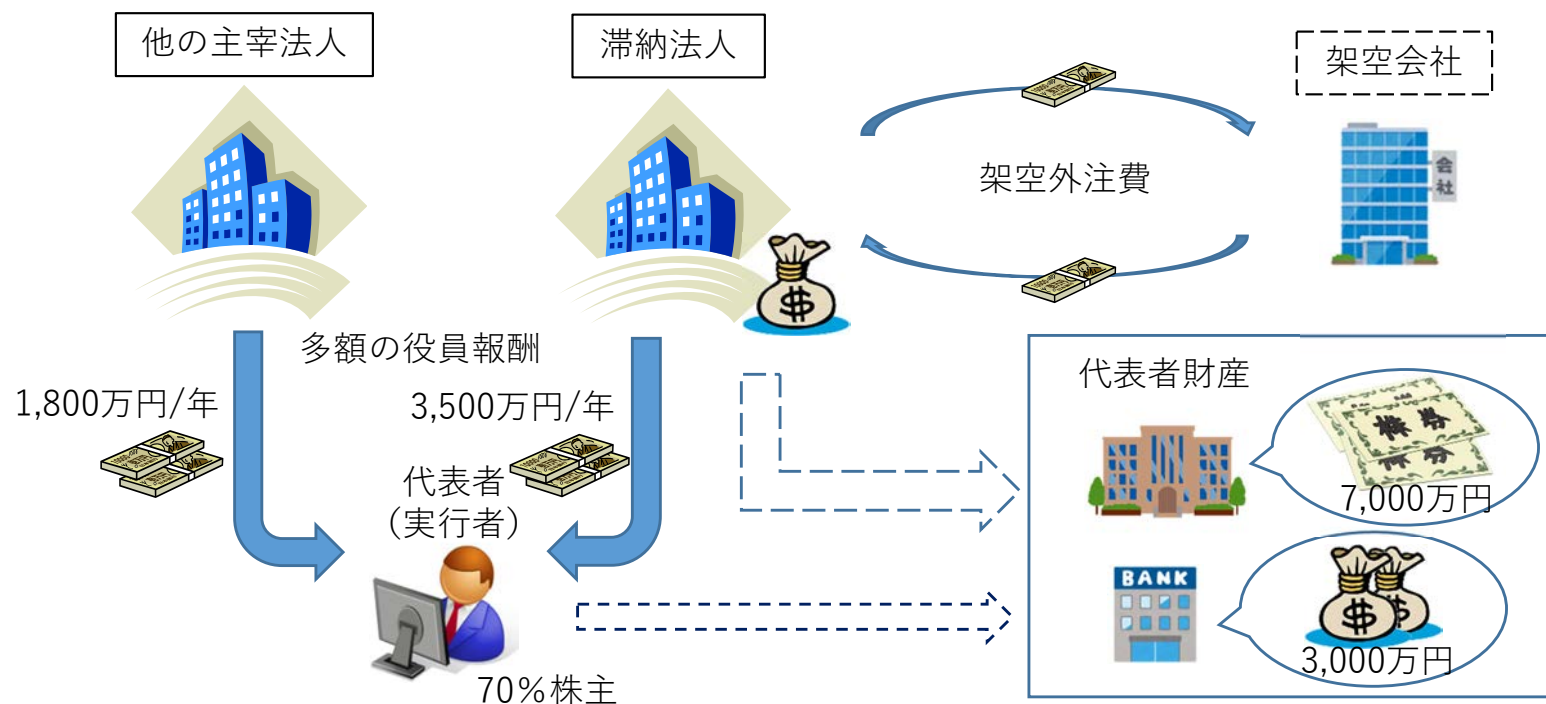
- 代表者が100%株式を所有している法人が、架空仕入れを計上することで、多額（約2億円）の不正還付を受け、重加算税を含む約2億6,000万円が課税された。その後、代表者の逮捕・報道等により売上が激減し、滞納法人は事実上倒産状態になった。
- なお、財産調査により、代表者の個人財産として約5,000万円の預金債権が確認された。



事例3 不正に申告を行った法人の滞納国税の徴収が困難となった事例（重加算税事案）

【概要】

- 代表者が株式の70%を保有する滞納法人は、架空外注費を計上し納税申告を行っていたところ、課税調査による指摘を受け、修正申告を行った。
- 仮装・隠蔽に基づく増差税額約5,000万円に対する重加算税を含む約7,000万円が課税されたが、代表者からは、架空外注費相当額は既に交際費として費消しており、法人の資産としては残っていないため、少額の分割納付しかできない旨の申出あり、課税された税額の大半が滞納となった。
- 代表者は滞納法人のほか同業種の法人から多額の役員報酬を得ており、預金や金融資産など代表者の個人資産が数千万円存在している。

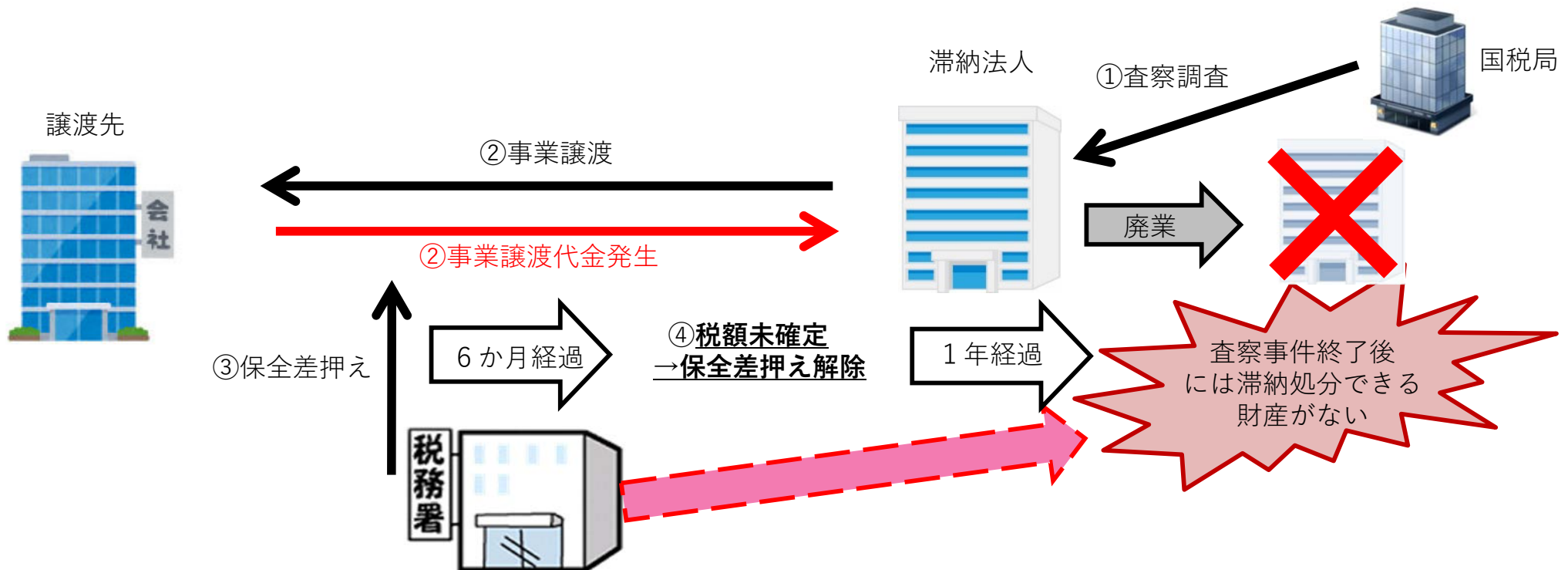


事例4 保全差押えの解除期間経過により滞納国税を徴収できなかった事例

【概要】

- 脱税の嫌疑により査察調査を受けた法人（滞納法人）が、査察調査開始から約1か月後に、その滞納法人の事業について事業譲渡を行ったことが判明したため、保全差押金額の通知及び事業譲渡代金について保全差押えを行った。
- 保全差押金額の通知から6か月を経過した時点でも、なお査察調査が継続していたため、上記の保全差押えを解除した。
- 上記保全差押えの解除から約1年後、査察調査が終了し、税額が確定したことから、早期に滞納処分に移行するも、既に滞納法人は廃業しており、差押え等を行える財産は存在しなかった。

(注) 現行、保全差押金額の通知をした日から6か月を経過した日まで、その差押え等に係る国税につき納付すべき額の確定がないときは上記の保全差押えを解除しなければならないこととされている。



1. 社会全体及び税務手続のデジタル化の推進
 - (1) 社会全体のデジタル化と税務関連情報のデジタル化
 - (2) 納税者・税務当局間の手続(申告・納付手続等)のデジタル化

2. 納税におけるコンプライアンスの確保
 - (1) 加算税制度関係
 - (2) 徴収手続関係

3. ご議論いただきたい事項

ご議論いただきたい事項

1. 社会全体及び税務手続のデジタル化の推進

(1) 社会全体のデジタル化と税務関連情報のデジタル化

- クラウド会計ソフトや証憑管理サービス（取引先とやり取りした情報を事業者のデータベースに取り込み管理するサービス）の普及により、取引情報のデータベースへの取り込みから事業者内の処理及び税務手続が一貫してデジタルで行われていくようになってきている。また、国際的な議論としてセキュアード・チェーン・アプローチの考え方が示されているほか、国税庁からもDXの推進に係る考え方が示されている。
- こうしたデジタル化が一層進むことにより、事業者及び税務当局の双方に効率化の効果が期待される。
- ⇒ 社会全体のデジタル化と税務関連情報のデジタル化の将来の方向性として、どのようなものが考えられるか。また、そうした方向性を想定した場合に、想定される課題や留意すべき点はあるか。

(2) 納税者・税務当局間の手続（申告・納付手続等）のデジタル化

- 税務手続のデジタル化については、これまでも様々な取組が進められてきている。
- 直近においては、e-Taxの利便性向上及び処分通知等の電子化について、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）及び令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）において、更なる取組を行う方針が示されている。また、政府税制調査会「わが国税制の現状と課題 ー令和時代の構造変化と税制のあり方ー」（令和5年6月）において、法定調書の電子提出を一層進めていくための措置等について検討することが必要である旨が示されている。
- ⇒ e-Taxの利便性向上、処分通知等の電子化及び法定調書の電子提出の促進に取り組むにあたって、留意すべき点はあるか。

2. 納税におけるコンプライアンスの確保

(1) 加算税制度関係

- 近年、申告後の仮装・隠蔽が行われているが、通常の過少申告加算税や無申告加算税が課される事例が把握されている。
- ⇒ こうした事例を踏まえ、どのような方策が考えられるか。その際、留意すべき点はあるか。

(2) 徴収手続関係

- 法人が不正に申告を行い、財産を散逸させて納税義務を免れ、調査や滞納処分を行う段階では既にその法人の財産が残存していない事例や、国税の保全措置を行うことが困難な事例が把握されている。
- ⇒ こうした事例を踏まえ、どのような方策が考えられるか。その際、留意すべき点はあるか。